

令和4年1月24日（月）中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
議題（1）特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議論点整理についての意見

東京都調布市立飛田給小学校 山中ともえ

私は、教育課程部会に、小学校や中学校の特別支援学級や通級指導教室を設置している学校の校長としての立場で参加させていただいており、その立場から意見を述べさせていただきます。

1 「特異な才能」の定義について

・学校の中で、「特異な才能」のある子供が存在している現状はあり、その中でも適応している子供やうまく適応できない子供がいると思われる。しかし、定義ははっきりしていないので、実態把握はまったくできていない。学校での取組が紹介されていたが、この取組が「特異な才能」への対応として考えてよいのか、またこのような取組が広がっていく傾向にあるのか、定かではない。

・他国では、様々な対応がなされてはいるが、日本では、教育界の中では、明確な定義がなく、学校としては、「ギフテッド」や「2E」等の言葉が、一部の人の中で知られている程度である。

・今回の論点整理では、現状をかなり把握していただいた内容となつてはいるが、「特異な才能」を学力面だけではなく、芸術面や運動面での能力や、特定の事柄への強い関心や集中力、記憶力等の特性まで、広範囲にわたって検討されており、それだけ、「特異な才能」を定義することの難しさを感じる。

・現在の学校は、学習指導要領に基づき指導が行われており、子供の学習状態を学習の到達度に達成できるかどうかで評価しているが、学年相当以上の力のある子供に対して、どこまでその力があるのか、上限については評価ができない。また、検査等についても、障害の特性について知るための検査（WISC-IVや田中ビネー）等は、かなり周知されるようになったが、「特異な才能」を測る術は、まだまだ一般的ではない。

・諸外国の事例をかなり調べられており、参考になるが、特に、日本の義務教育体制は、かなり諸外国と異なる面がある。日本では、何をもって「特異な才能」というのか、もう少し踏み込んで検討されたい。

・障害については、日本では、特別支援教育として長い歴史があり、手立てが進展している。「特異な才能」のある子供は、発達障害とも診断されていたり、診断はなくとも同様の症状を示したりする子供もいる。特別支援教育は法的に位置付けられ、学校でも取組が進んでいるところであるが、特別支援教育との関連も、今後検討されたい。

2 学校現場での理解啓発や支援する場などについて

・これまで、学校現場では、特別な配慮という視点で、主に障害のある子供への対応を促進してきた経緯がある。「特異な才能」という観点を周知していくためには、相当の理解啓発のための準備が必要と思われる。

・「特異な才能」を発見したり、その力を伸ばしたりしていくためには、学校以外の機関が必要である。「特異な才能」についての研究機関（例えば大学等）を増やす必要があるのではないか。学

校だけで「特異な才能」のある子供の対応は難しいと思われる。

・有識者会議には、学校現場からの委員が含まれていない。学校現場の様子や、「特異な才能」を学校へ周知し、学校でも支援体制を構築したり、関係機関との連携を進めたりするのであれば、学校現場の代表を委員に加えてほしい。

以上